

平成20年度事業計画

第1 事業方針

1 (財)都市農山漁村交流活性化機構(以下「本機構」という。)は、都市住民の自然・ふるさと志向とこれに対応して豊かなむらづくりを進めようとする農山漁村の意向を踏まえて、都市と農山漁村の交流を積極的に推進するとともに、都市と農山漁村が一体となった地域活性化のための国民的規模の運動を展開し、もって農山漁村の活性化を図り、国土の均衡ある発展及び自然と調和のとれた豊かでうるおいのある社会の実現に資することを目的として、農林水産省の補助事業等のご支援を得て事業の展開を図ってきたところである。

平成20年度の事業計画については、都市と農山漁村の交流等を一層促進するため、平成19年度に公募方式により複数年事業として確保した国の交付金事業を始め、平成20年度において応募を予定している補助事業等を含めて樹立したものである。

2 都市住民の「農」ある暮らしや田舎暮らしに対する願望が相当程度あり、特に2007年から大量定年退職が始まった団塊世代や若い世代でその傾向が強いことが世論調査等で明らかになっている。このような状況の中で、都市と農山漁村を双方向で行き交う新たなライフスタイルの普及を通じて、ゆとりある国民生活や農山漁村の活性化を図る「都市と農山漁村の共生・対流」を一層推進する必要がある。

このため、引き続き、市町村、NPO、企業、団体等を構成員とする「オーライ！ニッポン会議」を推進主体として、都市と農山漁村の間を「人・もの・情報」が活発に循環する活力ある経済社会の実現を目指して共生・対流を推進するための国民運動の展開を図ることとする。

3 都市住民のニーズを実現し、都市と農山漁村の共生・対流を一層推進するためには、農山漁村主体の取組みだけではなく、都市と農村が連携して共通の目標を達成するための協働が必要である。また、健康的でゆとりある生活、やすらぎ、自然を求めるトレンドを背景に都市住民のグリーン・ツーリズムに対する潜在的ニーズは高いものの、実際の行動までに結びついていない状況にあり、都市住民の潜在的ニーズを具体的な行動に結びつけるためには、団塊世代や若い世代向けといった年代層などに応じた効果的な情報提供と相談活動等が必要である。

このため、都道府県を超えた都市と農山漁村の交流を活性化させる先導的な取組みを行うとともに各種メディアを活用して都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、大都市圏における都市と農山漁村との出会いの場の設定、カーナビを通じてのグリーン・ツーリズム関連施設の情報提供等を行うこととする。また、都市住民のニーズに対応した農山漁村における受入体制の整備、取組みの中心となる人材の育成、確保等の都市農山漁村交流の技術的支援を行うこととする。

さらに、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験が推進されている。

本機構としては、全国の小学校と農山漁村の宿泊体験活動受入地域のマッチングが円滑に進むようその仕組みを構築するとともに相互情報の提供や受入地域の体制整備の支援を行うこととする。

- 4 過疎化、高齢化の進展等に伴い、活力の低下がみられる農山漁村地域の活性化を図るため、都市と農山漁村の交流等を通じた地域の再生プログラムの策定支援、農村地域への工業等の導入の促進を通じた就業機会の確保による地域の活性化を支援することとする。

また、優れた自然や文化、伝統等の山村特有の資源を活用した新たな産業（森業・山業）の創出や、都市との交流、山村コミュニティの再生に向けた取組みを支援する。

さらに、近年各地で増加している農産物直売所を農山漁村のビジネスとして育成支援していくため、「全国農産物直売サミット」の開催、直売所間のネットワーク化を推進するとともに、地域における着地型旅行商品づくりの支援や着地型旅行商品の地域と旅行会社との橋渡しを行う。

- 5 都市と農山漁村の交流を促進する観点から、生産者と消費者の交流を積極的に推進し、都市住民の農業・農村の理解の増進を図るほか、各種イベントやフォーラムの開催、海外諸国との交流を行うとともに、多様なメディアを通じた広報活動や出版活動を行う。

以上のような活動を通じて、都市と農山漁村の共生・対流の推進、農山漁村地域の活性化を図ることとし、第2の事業内容に掲げる事業を総合的に推進することとする。

事業の実施に当たっては、情報公開の徹底を図ることにより公平性、透明性を確保するとともに、事業の政策評価に留意しつつ業務の効果的な実施を図る。また、経理事務の適性化等業務の適切な運営を行う。

第2 事業内容

都市と農山漁村の共生・対流の推進

賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業

「オーライ！ニッポン会議」（都市と農山漁村の共生・対流推進会議）を推進組織として、民間が主体的に取り組む都市と農山漁村の共生・対流の国民運動を展開すること等により、賑わいある美しい農山漁村づくりの推進に資する。

（1）国民運動を効率化するためのマネジメントの実施

オーライ！ニッポンの国民活動に賛同する各分野の有識者・民間企業・関係団体等から成る実行委員会を設置し、企業との連携の強化等による自立的・持続的な活動の展開に向けた推進方針を検討するとともに、運動全体を効率化するためのマネジメントを実施する。

（2）実際の人々の行動につなげるオーライ！ニッポン商品の開発・提供の促進

旅行事業者、交通事業者等からなる商品開発研究会を設置し、商品開発に向けたプラットフォーム機能（商品開発シーズ等の共有化）を形成するとともにオーライ！ニッポン商品の実証調査の実施、調査結果の共有化を図る。

（3）実際の人々の行動につなげる効果的な情報発信

地方や民間の活力と意欲を活用した効果的なPRを検討するとともに総務省、文部科学省、農林水産省の3省連携による「子ども農山漁村交流プロジェクト」の受入地域情報等の整備・提供を行う。また、民間表彰との連携によるオーライ！ニッポン表彰の国民各層への浸透強化、関連表彰を実施する。

グリーン・ツーリズムの推進

1 広域連携支援事業 「ゆっくりのんびり各駅停車の旅 五感で楽しむグリーン・ツーリズムの旅」

前年度に引き続き、都道府県を超えた都市と農村の共生・対流を活性化させる先導的な取組みとして、地域に根ざした公共機関である地方鉄道が中心となって、地域資源を活用したグリーン・ツーリズムを企画し地域内発型の新たな交流ビジネスを創出する仕組みを検討する。

2 情報発信機能強化支援事業

（1）各種メディアを活用した都市住民の農山漁村情報に接する機会を拡大する取組み

インターネットTV等を活用した情報提供や都市住民に対する相談活動を行うグリーン・ツーリズムセンター機能と併せて、大都市部の自治体の広報誌、タウン誌、旅行誌等への広報・広告やグリーン・ツーリズムセンター情報の掲載等を通じて、都市住民が日常的に農山漁村情報に接する機会の拡大を図る。

(2) 大都市圏におけるグリーン・ツーリズムフェアの開催

団塊世代や家族連れなどグリーン・ツーリズムや田舎暮らしに興味をもつ都市部住民を対象に農山漁村の魅力幅広く発信し、実際の交流活動を誘発するため、大都市圏においてグリーン・ツーリズムフェアを開催する。

開催にあたっては、専門家による検討委員会を設置し、より多くの出展団体を確保するための募集のあり方、ターゲットを絞った効果的な告知方法、都市住民の多様なニーズを把握するためのアンケート調査項目等、フェアの実効性を高めるための手法について検討を行う。また、各出展団体においては、詳細な地域情報の提供やインストラクターの指導による体験教室の開催、地域特産品の販売など、それぞれが工夫を生かして地域の魅力をアピールするなど、都市と農山漁村の出会いの場を設定し、両者のニーズのマッチングを図る。

(3) カーナビを通じたグリーン・ツーリズム情報発信

都市と農山漁村の交流を促進するためには、農山漁村地域での主要移動手段となっている自家用車に着目し、カーナビを通じてグリーン・ツーリズム施設の位置情報等を提供することが極めて効果的である。

そのため、平成19年度の実証実験を踏まえ、全国の農産物直売所、農家レストラン、農家民宿、交流施設、観光農園等のグリーン・ツーリズムデータを整備し、カーナビに必要となる緯度経度の位置情報等を取得・付加し、カーナビ業界への普及を図る。

3 都市農村交流技術的支援事業

(1) 農山漁村の取組の中心となる人材の育成、確保等

都市と農山漁村の交流を円滑に推進し、また子ども達を農山漁村地域に長期間迎えるための様々な体制の整備、地域資源を活用したプログラムの作成、受入れの中心となる農家民宿等の開設と質の向上を図るための各種研修会を開催する。

(2) 農林漁業体験民宿の安全管理のための技術的支援

農山漁村休暇法の一部改正により、顧客への安全管理が必須となった農林漁家民宿の安全管理等の実務を担う「女性実践者」に焦点を当て、全国から各地域にその手本となる農林漁家民宿の女性実践者を選定（農林漁家民宿おかあさん100選）し、その取組み等の情報を公開するとともに、国内各地区において、その選定者と農林漁家民宿の経営者や女性実践者等とが、安全管理等について情報交換が出来る会合を開催する。

(3) 観光立村の取組

観光立村（外国人旅行者を対象にしたグリーン・ツーリズム）の普及と拡大を図るために、先進的な受入れモデル地域の育成を図る在留外国人等を対象にした派遣調査を実施するとともに、農山漁村地域が外国人旅行者の受入れに当たって

想定される様々な課題解決に向けた相談対応ができる人材を登録する「国際グリーン・ツーリズム取組応援団（サポーター）」の活動を支援する。

（４）先進的取組等の調査と普及

グリーン・ツーリズムの一層の推進を図るため、廃校活用、企業連携、滞在型市民農園等先進的な取組事例等を調査するとともにその普及に向けた技術支援体制等を構築する。また、各地で取り組んでいるグリーン・ツーリズム事業の経済波及効果について調査する。

4 子ども農山漁村交流プロジェクト事業

農林水産省、文部科学省、総務省の3省連携施策として、平成20年度から学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として「子ども農山漁村交流プロジェクト」が開始される。5年後には、全国2万3千小学校の1学年120万人が、全国約500地域の農山漁村で1週間程度の長期宿泊体験活動を実施することを目標としている。

本機構としては、全国の受入地域及び小学校の基本情報、マッチング要件を収集し、相互への情報提供を図るとともに、受入地域と小学校のマッチングをコーディネートする。また、本機構がこれまで育成してきたインストラクター等専門家を中心に、受入地域の育成や地域で展開される農林漁業体験活動等に必要な幅広い人材を登録する人材バンクを創設し、全国約500の受入地域の育成を支援する。

農林漁業体験民宿の登録推進

1 農林漁業体験民宿の登録の推進

農山漁村休暇法の改正内容の趣旨の徹底を図るとともに、新たな制度の下での登録の推進を図る。そのため、グリーン・ツーリズム総合補償制度等提供サービスの向上により登録促進を図る。

2 登録民宿の利用促進

登録民宿の利用拡大を図るため、インターネットホームページによる宿情報の提供、各種メディアの活用等により都市住民へ積極的にPRを行い、農林漁業体験民宿の利用促進を図る。

農山漁村地域の活性化支援

1 農工実施計画策定支援受託事業

農村地域への工業等導入の円滑な促進を図るため、市町村及び都道府県が実施する農村地域工業等導入実施計画の策定及び変更、実施計画策定に先立って必要となる用地の選定ないし土地利用構想の策定、導入すべき業種の選定、さらには計画策定後の

工業用地等造成に係る諸事項等に関する支援活動について、受託により実施する。

2 農村地域工業等導入研修会の開催

農村地域における就業機会の確保及び農業と工業等の連携促進等のため、農村地域への工業等の導入に関する内容等について、地方公共団体等を対象とした研修会を開催し、普及啓発を行う。

3 人づくりによる農村活性化支援事業

農山漁村内に存する地域資源を活用して地域に根差した知識を身につけることを通じて、子ども達自身の手による農村の地場資源発見に至るまでの教育プログラムの開発を行い、この地場資源が自らの地域において地域産業やコミュニティビジネス等として生かされることを学ぶことにより、将来の青年層の地元への定着にも資する。

併せて、一定の企画・ビジネスノウハウを有し、地方へのUJイターンを希望している都市在勤者等に対し、農村地域での起業や体験交流事業等に必要な知識等の研修を行うことにより、農村地域における地域づくり、産業振興を担う人材の育成を図る。

4 農山漁村（ふるさと）地域力発掘支援モデル事業

持続可能で活力ある農山漁村の実現に向け、ふるさとづくり計画を作成した事業実施地区に対し、事業計画の審査、指導助言、アドバイザーの派遣等を行う。また、事業実施地区からの評価検証結果をまとめるとともに、事業実施地区の活動を持続可能で活力ある農山漁村のモデルとして広く全国に情報発信する。

5 農林水産物・食品地域ブランド化支援事業

地域が農林水産物・食品の「真に力のある地域ブランド」を確立できるよう、全国段階の活動として、食と農林水産物の地域ブランド協議会の開催、ホームページの立ち上げ・運営、会報・メールマガジンの発行、地域への支援のフォローアップ、地域ブランドの取組みの効果の調査を行う。

6 都市と農山漁村の交流等を通じた地域の再生プログラムの策定支援

過疎化、高齢化の進展により活力の低下している農山漁村地域の活性化を図るためには、都市住民との交流を通じて新たな産業を起こして活力ある地域づくりを行う必要がある。

このため、都市と農山漁村の交流による地域の活性化をトータルにサポートする体制を整備し、地域づくりを支援することとする。具体的には、地域づくりワークショップ(地域の合意形成)、各種計画の策定(構想、計画、アクションプログラム等)、人材の育成(グリーン・ツーリズムインストラクター等)、農家民宿、農家レストラン、農産物直売所等のグリーン・ツーリズムビジネスの開業及び運営管理の支援、情報発信、構造改革特区の活用、補助事業導入等について、地域の要請に応じてトータルにサポートし、地域の活性化を支援する。

また、地域の喫緊のテーマである、団塊の世代の受入れによる地域再生方策、市町村合併に対応したバランスのとれた地域づくり、地域資源の有効利用、地域特産品、郷土料理等に内在する知的財産的要素の活用、グリーン・ツーリズム交流ビジネスの連携による農産物直売所を核とする農家民宿、農家レストラン等の農山漁村交流産業クラスターの形成等による地域ブランドの確立等に重点を置き、地域活性化方策を検討する。

7 「塾友会」等の活動推進

「塾友会」等法人会員企業の協力を得て、企業のノウハウを活用した都市と農山漁村の共生・対流の推進、情報技術の活用による農山漁村地域の活性化の支援推進活動を行うため、情報化研究会等を設けてその推進方策について検討する。

畜産地域の振興

1 農山村地域活性化推進事業

畜産が立地する農山村地域において、地域資源の利活用を図る中で快適な生産・生産空間の形成を推進するための手法の検討を行うとともに、地域の活性化を図るキャンペーン推進を行い、畜産地域の持続的な発展に資する。本年度は、グリーン・ツーリズムにおける畜産分野の事例数が少なく、またその規模も零細であることから、グリーン・ツーリズムを活用した畜産分野の新たな発展手法策についての調査研究を実施する。

2 農山村地域魅力形成発信事業

畜産が立地する農山村地域において、畜産物を中心に食の魅力の形成とその情報の発信等を通じて都市と農村を結ぶ交流を目指した活動を推進している事例について調査・分析することを目的に、前年度に引き続き、畜産物の直売に着目した調査研究を実施する。

食品の安全性の確保と経営構造対策等の推進

1 食品の安全性の確保

食品の生産流通過程の情報（履歴情報）の収集・提供を通じて、食品の安全・安心に資する「食品トレーサビリティシステム」の普及推進を図る。

2 事業評価手法の普及

経営構造対策事業の効率的な実施及び着実な事業効果を発現するため、ロジックモデルを活用した事業評価手法の普及を図る研修会の開催、講師派遣等を行う。

山村再生プロジェクト事業

優れた自然や文化、伝統等の山村特有の資源を活用した新たな産業（森業・山業）の創出や、都市との交流、山村コミュニティの再生に向けた取組みを支援し、健康・福祉、教育、環境などに着目した魅力ある山村づくりを推進することにより、山村地域の雇用機会の増大や都市との共生・対流、定住の促進に資する。

具体的には、山村再生プランの募集、選定、取組の中心となる人材の育成、相談窓口の開設、アドバイザーの派遣、山村活性化優良事例の収集・分析、地域情報の発信、地域活性化全国イベントの開催、事業運営（計画、試行、評価）支援等を行う。

交流事業

1 都市と農山漁村の交流

都道府県、市町村等が実施する都市農村交流大会、農林漁業体験活動等の行事に対して、本機構はその要請に応じ、企画、運営に参画し、主催者に協力して行事の円滑な運営と都市農山漁村交流の促進を図る。

2 農産物直売サミットの開催及びネットワーク化の推進

全国各地で直売活動に携わっている実践者、支援者が一堂に会し、相互の情報交換や運営上の課題と対策の検討を行う「全国農産物直売サミット」を開催するとともに、「全国農産物直売ネットワーク」の組織拡大を図る。

3 着地型旅行商品づくりの支援

各地域ではグリーン・ツーリズムに関する各種体験メニューを作成し、情報発信等を行っているが、各メニューの大半は商品として旅行会社に取り上げられるに至っていない。

このため、本機構は昨年、旅行業法に基づき旅行業者に登録したところであり、これにより地域における着地型旅行商品づくりの支援を行うとともに、地域と旅行会社の橋渡し役を担うこととする。

4 各種交流フォーラムの開催

都市と農山漁村の共生・対流等に関するテーマに応じて研究会（月例研究会等）、懇談会、各種フォーラム等を開催するほか、調査研究の成果についての報告会を開催する。

5 海外諸国との交流

農林漁業・農山漁村を巡る国際化の進展等に対応して、海外諸国の農業振興対策及びグリーン・ツーリズムに関する調査団の派遣を行うとともに、海外農業者の研修の受入れ等を行う。

広報出版事業

1 広報活動

- (1) 都市住民のニーズに即応したふるさと情報(農山漁村の自然環境、生産、生活、文化、特産品等に関する情報)を新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、企業広報等のあらゆる媒体を通じて積極的に提供する。
- (2) 都市・農山漁村交流、農山漁村地域の活性化に関する情報提供及び当機構の業務等の周知徹底を図るため、FAX通信「まちむらNews」(毎月)・メールマガジン「ふるさと耳より情報」(月2回)を配信する。
- (3) インターネットホームページを通じて、ふるさと情報、民宿等グリーン・ツーリズム情報等を提供するほか、当機構の組織・業務、調査研究の成果、行事等の情報発信を行う。また、ホームページを公開している市町村、団体等と本機構のホームページをリンクさせ、市町村等のホームページのアクセスを容易にするサービスを提供する。
- (4) 都市農山漁村交流、農山漁村地域の活性化に関する映像情報を作成するとともに、これを通信衛星放送「グリーンチャンネル」を通じて都市住民等に放送する。また、「ビデオライブラリー」を設置し、研修等へのビデオの貸出しを行う。
- (5) グリーン・ツーリズムツアー、グリーン・ツーリズムセンターの運営を通じて、農山漁村地域及びグリーン・ツーリズムに取り組む旅行者等へ情報提供や一般の人々への相談業務を行う。
- (6) その他、本機構の日常活動を通じて、都市農山漁村交流の促進、農山漁村地域活性化に対する理解を深め、支援者の拡大に努める。

2 出版事業

グリーン・ツーリズム等都市農山漁村交流やむらづくりに関する調査研究の成果品、優良事例集、グリーン・ツーリズム感動ものがたりシリーズ、各種マニュアル、テキスト、パンフレット等を出版し広く一般の利用者に提供する。